

役員報酬規程

(総則)

第1条 当会定款第27条第一項により、役員に報酬等を支給する場合は、本規程に定めるところによる。

(対象役員及び報酬の種類)

第2条 当会の役員報酬等は社員総会の決議を経て、常勤の役員に対して支払うことができる。ただし、使用人兼務役員に対して支払われる使用人給与分はこれに含めない。

2 役員報酬等は役員基本報酬及び通勤手当とする。

(基本報酬)

第3条 役員基本報酬は年額とし、別表1に定める俸給表の額を上限として社員総会の決議を経て定める。

2 役員基本報酬の支払いは、前項の規定によって決定した年額を12で除した額を毎月支払う。ただし、新任又は退任により、1ヶ月に満たない任期がある場合は、日割でこれを計算し支払う。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする常勤の役員に対し、毎月その負担する運賃の額を支払う。

2 前項の役員が負担する運賃の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法によって算出する。

(細則)

第5条 本規定に定めのない事項については、理事会において決定するものとする。

(別表1) 第3条1項に定める俸給表

区分	金額 (万円)
会 長	0
副会長	0
業務執行理事	0
その他の理事	0
監 事	0